

中小河川の水害リスク評価に関する技術検討会

開催趣旨

想定最大規模降雨により浸水が想定される区域（洪水浸水想定区域）を指定する洪水予報河川（水防法第10条第2項及び第11条）及び水位周知河川（同法第13条及び第13条第2項）以外の都道府県管理の河川（以下「その他河川」という。）が、令和元年10月の台風第19号等の豪雨で氾濫するなどして、沿川地域に被害が生じた。

これまで都道府県管理河川において、平成28年の台風第10号等で甚大な被害が発生したことを踏まえて、市町村の役場等の所在地に係る中小河川について、水位周知河川等の指定の促進に努めるよう国土交通省から都道府県へ要請している。しかし、新たに水位周知河川等に指定する場合には、洪水浸水想定区域の検討に加えて、水位計の新設、水位データの蓄積、洪水特別警戒水位の設定や洪水時の水位情報の発信等、避難のトリガー情報発信に継続的な費用と職員の作業負担を課すことになる。

一方、「その他河川」について、場のリスク情報として、都道府県独自に浸水解析モデルを構築し洪水時に浸水が想定される地域を水害リスク想定マップとして公表する取組や、航空レーザ測量による三次元地形データを用いた簡易な水位計算により概略的に浸水範囲を推定する手法の開発が行われている。

このような状況を踏まえ、水防法で指定されていない「その他河川」において、場のリスク情報として、浸水が想定される範囲の設定や、水害リスクの評価手法の技術的な検討を行い、それらを取りまとめた手引きを作成することを目的に、「中小河川の水害リスク評価に関する技術検討会」を設置する。